

第22号議案

知事等の給与の特例に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）
- (2) 職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）
- (3) 執行機関である委員会の委員等の報酬の特例に関する条例（平成19年島根県条例第73号）
- (4) 職員の管理職手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第9号）

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。